

院外処方箋に関する疑義照会の手順と服薬情報提供書に関する事項

三重北医療センターいなべ総合病院

令和4年6月1日

薬剤師法 24 条

薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

外来診療時間

平日の勤務時間内（8時30分～17時00分）

病院代表電話番号：（0594）72-2000

原則、疑義照会票に必要事項を記入し（様式-1 疑義照会票）FAX して下さい。疑義照会を受け、処方内容を院外処方箋発行診療科へ提出しその後、疑義照会保険薬局へ TEL にて回答致します。

*FAX 送信後は病院代表電話番号にて薬剤部へ送信した旨をお知らせ下さい。

緊急を要する場合、処方内容に関する疑義照会は、病院代表電話番号へ電話し、院外処方箋発行診療科へ繋いでもらい、疑義照会を行って下さい。

なお、保険情報の問い合わせは医事課に、調剤方法に関する問い合わせは薬剤部に問い合わせ下さい。

平日勤務時間外及び休日（17時00分以降及び土日祝）

注）緊急を要すると判断した場合に限って、疑義照会を行って下さい。

病院代表電話番号（時間外受付）：（0594）72-2000

その他、FAX にて対応し即日返答が不可能な場合、翌日あるいは休日明けの回答となります。ご理解とご協力をお願いします。

保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応

処方医が保険薬局に残薬確認を依頼したい場合

① 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤

又は

②保険医療機関へ情報提供

のいずれかに☑を入れて、交付します。

処方医

院外処方箋の備考欄上記①又は②に☑を入れる。

患者様へ「残薬」の現物を保険薬局に持参し、確認して頂くよう説明する。

保険薬局

薬の定義：継続して処方されている薬で、現物確認後1週間以上余っている薬を残薬とする。

上記①に☑がある場合：

患者が持参した残薬の現物を確認した後、残薬があり次第、処方医へ疑義照会した上で、医師の同意を得て処方日数を変更し調剤を行う。（疑義照会は処方医へ直接行って下さい。）

上記②に☑がある場合：

患者が持参した残薬の現物を確認した後、残薬があればその内容を「残薬確認による服薬情報提供書（トレーシングレポート）」（様式-2）に記入し、FAXにて当院へ報告して下さい。

薬剤部

報告FAXを処方医に報告及び電子カルテに取り込み処理を行う

<報告先：薬剤部>

FAX：薬剤部直通（0954）72-8719

<取り決め内容に関する問い合わせ先：薬剤部>

TEL：病院代表（0954）72-2000

院外処方箋に係る事前同意プロトコル及び合意書締結

処方医に対する調剤上の形式的な問い合わせを軽減し、患者さんへの利便性の向上と処方医への問い合わせによる業務負担を軽減させることを目的に「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を2022年6月1日から運用致します。

本プロトコルは薬剤師法第23条2項の「薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。」について、合意書を締結することにより、プロトコルの内容に限って事前に同意を得たものとみなし、変更調剤しても良いとするものです。

薬剤師法第24条の「疑義照会の義務」を簡素化するものでないことをご理解の上、運用してください。

なお、プロトコルの締結につきまして当院へ連絡を頂き同意に基づき締結するものと致します。

服薬情報提供書（トレーシングレポート）様式-2

保険薬局から処方医への「服薬情報提供書（トレーシングレポート）」について（当院から情報提供を求めている残薬確認、残薬調整、吸入指導に関するものを除く。）

定義

患者から聞き取った内服薬のアドヒアランスや健康食品の使用に関する情報など、即時性の低い情報について処方医師へ手際よくフィードバックするレポートです。

注意

FAXによる情報伝達は、疑義照会ではありません。緊急性のある疑義照会は通常通りにお願ひします。

院外処方箋における後発医薬品への変更時の報告

当院発行院外処方箋は一般薬処方となっており後発医薬品への変更時の情報提供については、保険薬局との申し合わせにより報告は不要と致します。

(参考資料) 保医発 0305 第 12 号 (平成 24 年 3 月 5 日)

第 3 変更調剤を行う際の留意点について

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

保険薬局からの依頼

保険薬局から患者様の医薬品に係る管理および指導について必要性を認め、病院へ指導依頼についてご相談される際は「保険薬局における指導・指示依頼・変更書」（様式-3）に必要事項を記入して下さい。疑義照会の手順に準じて返答致します。

調剤過誤報告

万が一、患者様に不利益な調剤に関する過誤が生じた場合、速やかに「調剤事故（過誤）事例報告書」（様式-4）にご記入の上、当院へ FAX にてご連絡ください。